

議案第 77 号

墨田区東墨田会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区東墨田会館条例の一部を改正する条例

墨田区東墨田会館条例（昭和 61 年墨田区条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「その他使用者の義務に属する費用」を削る。

別表講習室の項中「250 円」を「270 円」に改め、同表設備・器具の項中「200 円」を「220 円」に改め、同表に付記として次のように加える。

付記 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が使用する場合は、使用料の額は、この表に定める額に当該額の 5 割相当額を加えた額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

受益者負担の適正化を図るため、使用料の上限額を改定するとともに、新たに区民外料金を設ける必要がある。